

市による相談体制の整備について

【平成 28 年 10 月 5 日付のヘイトスピーチに係る提言書(抜粋)】

5 生駒市における対応について

(1) 市による相談体制の整備について

ヘイトスピーチによる被害を受けた結果、強い精神的な圧迫を受けた場合には、通常の世界生活を送ることが困難となるケースもあり、実際、当市でも、ヘイトスピーチによる被害事例も存在していることから、当市として、何らかの対応が必要となる。

この点、少なくとも当市において、ヘイトスピーチ被害に対応する部署を定め、専門的な知識を有する相談員を配置することは検討されるべきである。必要な要綱や指針については、今後、当審議会においても議論されることになろう。

【相談員の設置について】

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、いわゆるヘイトスピーチ法について、不当な差別的言動に関する相談に的確に対応する体制を整備することを目的に「生駒市ヘイトスピーチ等に関する相談業務実施要綱」(案)を策定し、相談員を配置する予定です。

【参 考】

- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成 28 年法律第 68 号)(抜粋)

(相談体制の整備)

第 5 条(省略)

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

- ・生駒市自治基本条例(平成 21 年生駒市条例第 20 号)(抜粋)

(定義)

第 2 条 [この条例](#)において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、[当該各号](#)に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び事業を営むものをいう。
- (2) 以下省略